

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の制定について

1. 背景

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）において、基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等が規定された。

今般、特定重要設備の内容並びに特定社会基盤事業者の指定及び解除に関し、法第 50 条第 1 項及び第 91 条において主務省令で定めることとされた事項について定める。

2. 概要

（1）特定重要設備の内容（法第 50 条第 1 項関係）

国土交通省関係の特定重要設備の内容については、事業ごとに以下の通り。

○鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種鉄道事業：信号相互間及び信号とその進路内の転てつ器相互間その他これに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する機能を有する設備であって、運転指令所に設けられたもの（新幹線鉄道に係るものに限る。）

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業：次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム

- ・ 配車計画の作成及び当該計画に基づく配車並びに運行計画の作成を行う機能
- ・ 事業用自動車の現在地及び配達に係る状況を確認するための機能
- ・ 運行指示書の作成を行う機能
- ・ 運賃及び料金の算定及び請求を行う機能

○海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物定期航路事業及び同条第 6 項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

- ・積卸しのために必要となる船内における貨物の配置計画を作成し、及び管理する機能を有する情報処理システム

○航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 19 項に規定する国際航空運送事業及び同条第 20 項に規定する国内定期航空運送事業

- ・飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

○空港（空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港をいう。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業：飛行場灯火（航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 4 条第 2 号の飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置を構成する装置のうち、電流を制御する機能を有するもの

（２）特定社会基盤事業者の指定基準（法第 50 条第 1 項関係）

国土交通省関係の特定社会基盤事業者の指定基準については、事業ごとに以下の通り。

○鉄道事業法第 2 条第 2 項に規定する第一種鉄道事業

- ・鉄道事業法第 3 条第 1 項の規定による第一種鉄道事業の許可を受けた路線の営業キロ程の合計が 1,000km を超えていること。

○貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業

- ・特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者（以下「特積事業者」という。）の実車キロのうちに当該事業を行う者の実車キロの占める割合が、5%以上であること。
- ・特積事業者の輸送トンのうちに当該事業を行う者の輸送トンの占める割合が、5%以上であること。
- ・特積事業者の車両数のうちに当該事業を行う者の車両数の占める割合が、5%以上であること。
- ・全ての都道府県に営業所を有すること。

○海上運送法第 2 条第 4 項に規定する貨物定期航路事業及び同条第 6 項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

- ・当該事業を行う全ての者の貨物の年度の輸送量のうちに当該事業を行う者の貨物の年度の輸送量の占める割合が 10%以上であること。
- ・当該事業を行う全ての者が運航する船舶の隻数のうちに当該事業を行う者が運航する船舶の隻数の占める割合が 10%以上であること。

○航空法第 2 条第 19 項に規定する国際航空運送事業及び同条第 20 項に規定する国内定期航空運送事業

- ・特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第 240 条第 1 項第 2 号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。）であること。
- ・当該事業を行う特定本邦航空運送事業者の運航回数のうち最も少ないものか

ら順次に合計して得た運航回数が当該運航回数全体の40%以内の範囲に含まれないものであること。

○空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第6項に規定する公共施設等運営事業

- ・国土交通大臣以外の者であること。
- ・その設置及び管理並びに運営する空港が、空港法第4条第1項各号に掲げるものであること。
- ・その設置及び管理並びに運営する空港の新型コロナウイルス感染症が発生した年の前年における旅客数が年間1000万人以上であること。

(3) 特定社会基盤事業者の指定の通知（第50条第2項関係）

国土交通大臣が、特定社会基盤事業者を指定する際に、当該指定を受けた者に対し提示すべき通知書及び公示の方法について定める。

(4) 特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出（第50条第3項関係）

特定社会基盤事業者が、名称又は住所を変更する際に、国土交通大臣に提示すべき届出書について定める。

(5) 特定社会基盤事業者の指定の解除の通知（第51条関係）

国土交通大臣が、特定社会基盤事業者の指定を解除する際に、当該指定を受けた者に対し提示すべき通知書について定める。

(6) 立入検査をする職員の身分を示す証明書（第58条第2項関係）

国土交通大臣が、特定社会基盤事業者に対し立ち入り検査をする際に、職員の身分を示す証明書の様式について定める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年8月上旬

施 行：令和5年11月上旬